

【運送事件】

第1 ブルー社の請求の趣旨に対する答弁

ブルー社の請求を棄却する、との仲裁判断を求める。

第2 事件の概要

レッド社は、Master Delivery and Transportation Agreement（別添4。以下「別添4 マスター契約」という。）に基づき、ブルー・ストア・ネゴランド（以下「BSN」という。）で販売するアービトリア国の商品のネゴランド国向けの航空運送を、ブルー社から委託されていた（¶19）。また、別添4 マスター契約第1.2.1条に基づき、ブルー社は、航空運送に適した方法で商品を梱包する義務を負っており、レッド社は、商品の運送業務のみを行っていた。

ブルー社は、BSNの10周年記念イベント「BSN-Super 10th Anniversary（以下「本件セール」という。）」において、レッド社に、商品の梱包および梱包に使用する航空運送用の緩衝材の手配について協力を依頼し、MEMORANDUM for the Special Sales at Blue Store Negoland（別添10。以下「別添10 合意書」という。）を両社で締結した。そこで、レッド社は、別添10 合意書に基づき、梱包を担うスタッフをブルー社の倉庫に派遣し、航空運送用の緩衝材の調達について協力した。

両社で梱包作業を行っていたところ、ブルー社が航空運送に不向きな緩衝材を調達し、その結果、航空運送中に緩衝材の空気が3割程度抜けた。さらに、商品を積み込んだ航空機が晴天乱気流に巻き込まれ、数年に一度あるかないかといったほどの激しい揺れに見舞われた（¶31）ことによって、航空運送中に、「アブ・プロポリス」（4万本）と「アブ・ウォッチ」（5,000本）に損害が発生した。

第3 ブルー社の損害賠償請求に対するレッド社の主張

ブルー社は、レッド社に対して、775万アブドルの支払いを請求している（¶34）が、本件で発生した損害は、航空運送中に巻き込まれた晴天乱気流によって生じた揺れが原因であるため、別添4 マスター契約第7.1条6項に基づき、レッド社はその責任を負わない（下記1（1））。また、仮に、航空運送に不向きな緩衝材を使用したことが損害の原因であるとしても、別添4 マスター契約に基づき、商品の梱包および緩衝材の調達に関する責任はブルー社が負っていたため、レッド社は、損害に対する責任を負わない（下記1（2））。さらに、仮に、レッド社が、別添10 合意書に基づき、緩衝材の調達に関する責任を負っていたとしても、レッド社の不履行はブルー社の不作為に起因するため、UPICC第7.1.2条に基づき、ブルー社はレッド社の不履行を主張することができない（下記1（3））。

また、仮に、レッド社の債務不履行責任が認められたとしても、レッド社の発行した Air Waybill の裏面約款（別添12。以下「別添12 約款」という。）第6条および第7条、モントリオール条約（以下「条約」という。）第31条、UPICC第7.4.4条に基づき、その賠償額は減額される（下記2）。

1 争点1について

- (1) 本件で発生した損害は、航空運送中に巻き込まれた不可抗力である晴天乱気流によって生じた揺れが原因であり、レッド社は責任を免れる

別添4 マスター契約第7.1条は、商品の航空運送におけるレッド社の責任について定め、同条6項は、「天災、火災、その他の不可抗力による災害」から生じる損害に対し、レッド社はその責任を免れる旨定める。よって、①不可抗力事由の存在と、②不可抗力事由と損害に因果関係が存在する場合、レッド社は責任を免れる。

本件において、商品を載せた航空機が遭遇した晴天乱気流は、事前にその発生を予測することが不可能であり、回避できない自然現象である。よって、不可抗力であるといえるため、①の要件を満たす。また、晴天乱気流によって生じた揺れが無ければ、損害は発生しなかったといえるため、②の要件も満たす。したがって、別添4 契約第7.1条6項に基づき、レッド社は、本件で発生した損害に対して責任を負わない。

- (2) 別添4 マスター契約に基づき、ブルー社が、航空運送に適した緩衝材を調達する責任を負っていた

別添4 マスター契約第1.2.1条は、ブルー社が、航空運送に適した方法で商品を梱包する責任を負う旨定める。本件セールにおいても、別添4 マスター契約に基づいて業務を行っていたことから、ブルー社は、航空運送に適した方法で商品を梱包する責任を負い、そのために必要な緩衝材を調達する責任も負っていた。

なお、別添10 合意書は、本件セールの実施に伴う業務量の増加に備え、ブルー社がレッド社に対し、普段はブルー社が行っている業務（商品の梱包および梱包に使用する緩衝材の手配）について「協力」を依頼し、レッド社がこれに合意したことを記したものである（別添9）。事実として、別添10 合意書第3条は、レッド社が商品の梱包について「協力する（“cooperate”）」旨定め、同第4条は、その「協力」の具体的な内容を定めている。したがって、レッド社は単に協力義務を負っていたに過ぎず、梱包および緩衝材の調達の責任は、あくまでもブルー社が負っていたといえる。

- (3) ブルー社は、UPICC 第7.1.2条に基づき、レッド社の不履行を主張できない

仮に、レッド社が、緩衝材の調達について、別添10 合意書に基づく責任を負っていたとしても、レッド社の不履行はブルー社の不作為に起因するため、UPICC 第7.1.2条に基づき、ブルー社はレッド社の不履行を主張できない。

UPICC 第7.1.2条は、自己の不作為により生じた相手方の不履行を主張することができない旨定める。したがって、本件において、その要件は①ブルー社の不作為の存在と、②ブルー社の不作為とレッド社の不履行との因果関係の2つである。本件において、上記①と②の要件を全て満たす。以下では、その要件の充足について述べる。

- ア ブルー社には、航空運送に適した緩衝材を調達する義務の不作為が存在する

ブルー社は、レッド社に対して、UPICC 第2.1.1条に基づき、航空運送に適した

緩衝材を調達する義務を負っていたが、その義務を履行しなかった。すなわち、ブルー社には不作為が存在する。

(ア) ブルー社は、航空運送に適した緩衝材を調達する義務を負っていた

UPICC 第 2.1.1 条は、契約が、申込みに対する承諾により締結できる旨定めている。さらに、UPICC 第 2.1.6 条は、承諾について、相手方の明示的な言明のみならず、相手方の行為から同意の表示を推認できる旨定める。

本件において、ブルー社のエメラルド氏は、レッド社の「至急、緩衝材を調達して欲しい」との申込みを受け、緩衝材を調達するよう「部下に指示して」いる（別添 11 B ¶4）。ブルー社は、この履行開始の行為をもって、レッド社の申込みに対して承諾したといえる。以上より、ブルー社はレッド社に対して、UPICC 第 2.1.1 条に基づき、緩衝材を調達する義務を負った。

また、レッド社がブルー社に調達を依頼した「緩衝材」は、UPICC 第 4.2 条および第 4.3 条 b 号に基づき、「航空運送に適した緩衝材」と解釈される。

ブルー社は、BSN での販売のためにアービトリア国からネゴランド国に輸送される商品について、通常は自ら航空運送用の梱包をしていた（¶26）。また、本件セールに際して、ブルー社はレッド社に対して、商品の梱包が航空運送のためであることを伝えていた（別添 9、別添 10）。よって、ブルー社は、レッド社から調達を依頼された緩衝材が航空運送に使われること、および、自身が航空運送に適した緩衝材を調達する必要があることを理解していたといえる。したがって、ブルー社はレッド社に対して、航空運送に適した緩衝材を調達する義務を負っていた。

(イ) ブルー社は、自身の負う作為義務に違反した

2019 年 9 月 23 日、レッド社が航空運送に適した緩衝材の調達を依頼したにも関わらず、ブルー社はレッド社に対して、航空運送に不向きな緩衝材を引渡した（¶28、別添 11）。ここに、ブルー社の不作為が存在する。

イ ブルー社の不作為とレッド社の不履行には因果関係が存在する

航空運送に適した緩衝材を調達しなかったというブルー社の不作為が存在しなければ、レッド社による債務不履行が生じることはなかった。したがって、ブルー社の不作為とレッド社の不履行には因果関係が存在する。

したがって、UPICC 第 7.1.2 条に基づき、ブルー社はレッド社の不履行を主張することができない。

2 争点 2 について

(1) 仮にレッド社が損害賠償責任を負うとしても、賠償額は減額される

ア 「アブ・プロポリス」の販売価格の変更は予見不可能であった

UPICC 第 7.4.4 条は、「債権者は、契約締結時に、不履行の結果として生じるであろうことを予見しまたは合理的に予見できた損害についてのみ賠償の責任を負う」と定める。本件において、レッド社は、契約締結時に「アブ・プロポリス」の大幅な販売価格の変更について予見不可能であったため、損害賠償責任を負うとしても、その賠償額は減額される。

別添 10 合意書の締結時点において、「アブ・プロポリス」は健康に良く、免疫を高め、菌やウイルスなどを撃退してくれると言われていた商品であった（¶25）。しかし、2019 年 9 月 24 日、「アブ・プロポリス」はダイエット効果があるのに加え、風邪やインフルエンザなどにかかりにくくなるとの論文が、国際的な科学雑誌で発表された（¶32）。このことが、アービトリア国で報道された結果、「アブ・プロポリス」の市場価格が 2 倍になり、ブルー社は「アブ・プロポリス」の販売価格を当初予定していた額から 3 倍に上方修正した（¶32）。

レッド社は、別添 10 合意書の締結時点において、「アブ・プロポリス」に通常考えられる程度を超えた効果があり、合理的に考えられる程度を超えて市場価格が値上がりし、ブルー社がそれに伴って販売価格を当初の 3 倍もの金額に上方修正することは、予見できなかった。そのため、レッド社が損害賠償責任を負うとしても、その賠償額は、ブルー社が価格を上方修正する前の「アブ・プロポリス」の価格（50 ネゴリラ）に、破損した本数（4 万本）を乗じた、200 万ネゴリラに減額される。

イ 「アブ・ウォッチ」の損害賠償請求は認められない

別添 12 約款第 7 条および条約第 31 条は、物品に損傷があった場合、物品の受領日から 14 日以内に貨物の引渡しを受ける権利を有する者が書面による苦情を運送人に提出しない限り、いかなる損害賠償請求も認められない旨定める。

(ア) ブルー社は、レッド社に対して、「アブ・ウォッチ」の受領日から 16 日後に「苦情」を提出した

本件において、ブルー社は、貨物の引渡しを受ける権利を有し、2019 年 9 月 26 日に「アブ・ウォッチ」を受領した（¶29）。また、同年 10 月 12 日、ブルー社はレッド社に対して、航空運送中の衝撃が理由で半数程度の「アブ・ウォッチ」が故障していたことが判明した旨を電子メールにより通知した（¶31）。よって、ブルー社はレッド社に対して、「アブ・ウォッチ」に関する「苦情」を受領日の 16 日後に提出しているため、別添 12 約款第 7 条およびモントリオール条約第 31 条に基づき、「アブ・ウォッチ」に関する損害賠償請求は認められない。

(イ) 受領日から 12 日後の電子メールを「苦情」とすることはできない

ブルー社は、レッド社に対して、同年 10 月 7 日（受領日から 12 日後）

に電子メールによる通知を行った（¶33）が、この通知を、別添 12 約款第 7 条および条約第 31 条がいう「苦情」とすることはできない。

別添 12 約款第 7 条および条約第 31 条の趣旨は、引渡しを受ける権利を有する者が運送人に対して、問題解決の協力をできるだけ早く要請するよう促し、運送人が、その要請に応じて迅速に証拠保全を開始できるようにすることにある。したがって、本条における「苦情」の要件は、①貨物の損傷等の存在の明示と、②当該貨物の損傷に関する証拠保全を運送人が開始する動機づけになりうる程度の原因事実の明示、の 2 つであると考えられる。

同年 10 月 7 日の通知は、「アブ・ウォッチ」が壊れていたとのクレームが、BSN の顧客から寄せられていることのみを記載しており（¶33）、クレームの数や具体的な破損の状況は明示されていない。よって、レッド社はこの時点において、顧客から寄せられた当該クレームの信憑性を判断できず、この通知の内容では、損傷の発生が明示されていないため、①の要件を満たしていないといえる。また、仮に①の要件を満たしていたとしても、同年 10 月 7 日の通知は、滅失棄損の内容が具体的に示されておらず、運送人が証拠保全を開始する動機となるには不十分な内容である。本通知をもって「苦情」とすることは、レッド社にとってあまりに大きな負担となり、不合理である。よって、②の要件を満たしていないといえる。したがって、同年 10 月 7 日の通知は、別添 12 約款第 7 条および条約第 31 条における「苦情」にあたらない。

ウ レッド社の支払う損害賠償額は、破損した商品 1kg あたり 22SDR に減額される

別添 12 約款第 6 条は、運送人の責任は、破壊、紛失、損害または遅延をこうむった貨物 1kg あたり 22SDR を超えないものとする旨定める。

本件において、レッド社が運送した「アブ・プロポリス」(5 万本)の総重量は 3,500kg であり、「アブ・ウォッチ」(1 万本)の総重量は 600kg である（¶29）。このうち、損害を被ったのは、「アブ・プロポリス」4 万本、「アブ・ウォッチ」5,000 本である（¶30、¶33）。よって、別添 12 約款第 6 条に基づき、レッド社の損害賠償責任は、「アブ・プロポリス」(2,800kg¹)に 22SDR を乗じた額 (61,600SDR) と、破損した「アブ・ウォッチ」(300kg²)に 22SDR を乗じた額 (6,600SDR) を足した、68,200SDR を超えないものとなる。したがって、仮にブルー社が損害賠償請求権を有しているとしても、その請求額は、68,200SDR を仲裁判断決定時点のレートでアブドルに換算した額に減額される。

¹ 「アブ・プロポリス」の総重量 (3,500kg) に、破損した割合 (5 万本中 4 万本) を乗じた重量である。

² 「アブ・ウォッチ」の総重量 (600kg) に、破損した割合 (1 万本中 5,000 本) を乗じた重量である。

【情報事件】

第1 レッド社の請求の趣旨

ブルー社は、レッド社に対して、700万ネゴリラを支払え、との仲裁判断を求める。

第2 個人情報保護委員会の命令の第1点について

「SITE DEVELOPMENT AGREEMENT」（別添8。以下「別添8サイト開発契約」という。）第8.3条3項に基づき、ブルー社は、「レッド・トラベル」のウェブサイト（以下「本サイト」という。）を適用される法令にしたがい、設計、開発する債務（以下「サイト開発債務」という。）を負っていた（下記1）。しかし、本サイトは、適用法令であるアービトリア国の一般データ保護法が定める個人情報の利用に関する同意取得の方式に違反した（下記2）ため、アービトリア国の個人情報保護委員会（以下「個人情報保護委員会」という。）により50万アブドルの制裁金がレッド社に科され、レッド社はそれを支払った（下記3）。

よって、UPICC第7.4.1条から第7.4.4条に基づき、レッド社は、ブルー社に対して50万ネゴリラ³の損害賠償請求権を有する。

1 ブルー社は、一般データ保護法にしたがって本サイトを開発する債務を負っていた

(1) ブルー社は適用法令にしたがって本サイトを設計及び開発する債務を負っていた

ブルー社の業務は、本サイトの設計及び開発である（別添8サイト開発契約第1.1条）。ここで、別添8サイト開発契約第8.3条3項は、ブルー社が、適用法令にしたがって本契約で求められる全ての業務を行うことを保証する旨定める。そのため、ブルー社は、適用法令にしたがって本サイトを設計及び開発する債務を負っていたといえる。

(2) アービトリア国の一般データ保護法は適用法令にあたる

一般データ保護法第3条2項a号は、アービトリア国内に拠点のない管理者について、個人データの取扱活動が同国内のデータ主体に対するサービスの提供と関連する場合、同法が適用される旨定める。本件において、ネゴランド国法人であるレッド社は、同国内に拠点のない管理者であり（下記ア）、本サイトを通じて同国内の人の個人データを収集等行うことでサービスを提供していたといえる（下記イ）ため、レッド社は同法第3条2項a号に該当し、本サイトに同法が適用される。

ア レッド社は「管理者」にあたる

同法第4条7項は、「管理者」は、単独又は他の者と共同で、個人データの取扱いの目的及び方法を決定する法人である旨定める。レッド社は、本サイトを利用し契約するアービトリア国民の個人情報を自社サービスの提供や他サービスの勧誘等に利用することを決定していた（¶37）ため、「管理者」にあたるといえる。

³ 2019年10月1日から2020年1月31日まで、1アブドルは1ネゴリラに換算される（¶1）。

イ 本サイトを通じたレッド社の個人データの取扱活動が同国内のデータ主体に対するサービスの提供と関連する

「個人データの取扱活動が同国内のデータ主体に対するサービスの提供と関連する」とは、識別可能な自然人に関する情報（同法第4条1項）を収集、記録、編集等して利用可能なものとする業務遂行（同法第4条2項）が、アービトリア国内の個人に対するサービスの提供と関連することを意味する。そして、個人データの取扱いとサービス提供の関連につき、同法前文23項は、域内のデータ主体に対して、域内に拠点のない管理者がサービスを提供しているか否かを判断するために、域内のデータ主体に対してその管理者がサービスを提供しようとする意図が明白かどうかを確認しなければならない旨定める。その上、域内で一般的な言語及び通貨を用いて域内の言語による物品及びサービスの注文ができること、又は域内にいる消費者又は利用者に関する言及があることといった要素は、管理者が域内のデータ主体に対して物品又はサービスの提供を想定していることを明白にし得るものである旨定める。

本件において、本サイトではアービトリア国の言語又は通貨を用いてサービスの注文ができる（下記（ア））。また、本サイトが提供するサービスの性質から、アービトリア国の利用者に関して言及する記載があることが合理的に考えられる（下記（イ））。以上の事情を考慮すると、レッド社は、本サイトを通じて、アービトリア国のデータ主体にサービスを提供する明白な意図があったといえる。

（ア） アービトリア国の言語又は通貨を用いてサービスの注文ができる

本サイトは英語表記である（¶23）ものの、本サイトが出店している「ブルー・グローバル・モール」が備える高い精度で翻訳可能な自動翻訳機能によって、アービトリア国の公用語であるアブ語で閲覧できた（¶14）。また、同モールの機能により、本サイトでの取引について利用者はアービトリア国通貨であるアブドルで支払いを行うことができた（¶14）。

（イ） アービトリア国の消費者又は利用者に関して言及する記載がある

レッド社は、本サイトを通じてネゴランド国へのパック旅行等の予約を手掛けるサービスを提供する。一般的に、パック旅行とは移動手段と宿泊がセットとなった旅行である。したがって、本サイトでもアービトリア国発の航空便等の移動手段について記載があると合理的に推認されるため、同国の消費者又は利用者に関する言及はあったといえる。

2 本サイトは一般データ保護法に違反しているためブルー社は不履行に陥っている

本件では、本サイトは同法の適用を受ける（本準備書面第2の1に記載の通り）。そして本サイトに一般データ保護法が適用されるならば、個人情報保護委員会によるレッド社に対する処分は同法に反したものとはいえない点に、両社間で争いはない（¶41）。よって、ブルー社は、サイト開発債務の不履行に陥ったといえる。

3 ブルー社の不履行と因果関係のある損害、及び予見可能性の存在

(1) ブルー社の開発した本サイトの一般データ保護法違反により損害が発生した

一般データ保護法第 83 条に基づき、個人情報保護委員会は、レッド社に対して同法第 4 条 11 項違反を理由に 50 万アブドルの制裁金を科した（別添 13）。そのためレッド社は、同委員会に対して制裁金を支払った（¶ 40）。したがって、ブルー社の不履行と損害との間に因果関係が存在する。

(2) ブルー社の不履行により制裁金として損害が発生することは予見できた

別添 8 サイト開発契約が締結された時点で、一般データ保護法はアービトリア国で制定されていた（¶ 6）。そして、同法を所管する個人情報保護委員会は違反者に制裁金を科す権限を有するため（同法第 83 条）、本サイトが同法に違反する場合、レッド社が制裁金を支払う、すなわちレッド社が損害を被ることをブルー社は合理的に予見できたといえる。

第 3 個人情報保護委員会の命令の第 2 点について

「System Development Agreement」（別添 7。以下「別添 7 システム開発契約」という。）に基づき、ブルー社は、顧客管理システムである R-CMS がハッキングされないように常に適切な措置を講じる債務（以下「サービス提供債務」という。）を負っていた（下記 1）。それにもかかわらず、ブルー社はハッキング防止のための適切な措置としてバグの点検を怠った結果、5 万人の顧客の個人データが漏洩した（下記 2）。そのため、個人情報保護委員会により 150 万アブドルの制裁金がレッド社に科され、レッド社はそれを支払った（下記 3）。また、この情報漏洩について、レッド社は被害に遭った顧客に対して 1 名あたり 100 ネゴリラ、すなわち合計 500 万ネゴリラを支払うこととなった（下記 4）。

よって、UPICC 第 7.4.1 条から第 7.4.4 条に基づき、レッド社は、ブルー社に対して 650 万ネゴリラの損害賠償請求権を有する。

1 ブルー社は、R-CMS がハッキングされないように常に適切な措置を講じる債務を負っていた

(1) ブルー社は、契約締結時に指定された基準を満たすように適切な措置を講じる債務を負っていた

別添 7 システム開発契約第 4.1 条は、ブルー社が同契約にしたがってコンピューターシステムを構築する債務を負う旨定める。そして、同契約第 4.4 条は、契約に基づき実行されるサービスの提供にあたり、そのサービスが、契約締結時に指定された基準に常にしたがって、かつ適切で一般的な業者のレベルを満たす方法で提供されることをブルー社は保証する旨定める。

そのため、ブルー社は、顧客管理システムである R-CMS を構築するにあたり、サービスが、契約締結時に指定された基準に常に従い、適切かつ一般的な業者のレベルを満たす方法で提供されることを保証していた。

(2) 契約締結時に指定された基準とは、顧客管理システムがハッキングされない程度の適切な措置をとることを意味する

本件において、R-CMS の構築にあたり、レッド社のクレイン氏が、ネゴランド国を含む諸国のデータ漏洩の事例をとりあげてハッキングの防止とデータの厳重な管理には特に注意するよう発言したところ、ブルー社のルビー氏も、ハッキングの防止とデータの厳重な管理には厳重にチェックする旨応答している（『21）。したがって、ブルー社が R-CMS を構築するにあたって基準を満たしたサービスは、厳重に注意してハッキング防止のための適切な措置をとること、との共通意思が両社に存在したと考えられる（UPICC 第 4.3 条 c 号）。

さらに、R-CMS は、レッド社の顧客の個人情報を管理するシステムである（『21）ため、管理する情報の重要性に鑑みて、情報漏洩が発生したときに甚大な被害が生じることは容易に想像できる。したがって、契約の性質を考慮すると、R-CMS を構築するにあたり、ブルー社はハッキングされない程度の適切な措置をとることを求められているといえる（UPICC 第 4.3 条 d 号）。以上より、契約締結時に指定されたサービスの基準とは、R-CMS がハッキングされない程度の適切な措置をとることを意味していたといえる（UPICC 第 4.1 条 1 項）。

2 ブルー社は、ハッキングの防止措置としての点検を怠ったため債務不履行である

R-CMS がハッキングされないように適切な措置を講じる債務を負っていたブルー社は、ハッキングの危険性が高まっていることを認知し得たとき、その危険回避のための適切な措置をとることが求められる。

本件において、1 月 17 日に同業者の顧客管理システムがハッキングされたこと（別添 14）から、同業者の顧客管理システムをハッキングできる第三者がレッド社のシステムもハッキングする危険性が高まっていたといえる。その上で、1 月 18 日、同業者の件を受けてレッド社が R-CMS の点検をブルー社に依頼した（別添 14）時点で、ブルー社がハッキングの危険性は認知し得たため、ブルー社にサービス提供債務が発生したといえる。

また、仮に 1 月 18 日時点でサービス提供債務が発生していなかったとしても、1 月 21 日、レッド社は、R-CMS の顧客データベースに不正アクセスが試みられた形跡があったことを理由に迅速な対応をブルー社に求めている（別添 14）。そうすると、1 月 18 日及び 1 月 21 日のメールにより、同業者の顧客管理システムをハッキングできる第三者が、レッド社のシステムへ不正アクセスを行っている可能性があり、それをブルー社が認知しえたといえるため、遅くとも 1 月 21 日時点ではブルー社にサービス提供債務が発生したといえる。

それにもかかわらず、ハッキングの危険性に対し、その回避のための点検措置を速やかに行わなかったため、ブルー社は不履行に陥ったといえる。

なお、スタッフが多忙であるため点検できないことや、レッド社から連絡を受ける窓口を 1 人にしていたことでレッド社からの点検依頼メールに気付かなかったこと（別添 14）

は、ブルー社の企業努力により解決すべき問題である。そのため、それらを理由にブルー社が債務不履行に陥っていないと評価することはできない。

3 ブルー社の不履行と損害の因果関係

R-CMS へのハッキングの原因であるバグは、3、4日あれば発見できたこと（別添14）から、ブルー社が迅速に点検を行っていたら、ハッキングを許し、個人情報漏洩することはなかったといえる。そして、ハッキングを許すようなシステムを用いていたこと（別添13）を理由に、個人情報保護委員会はレッド社に対して150万アブドルの制裁金を科し、レッド社は、同委員会に対して制裁金を支払った（¶40）。また個人情報漏洩に伴い、レッド社は被害に遭った顧客5万人に1名あたり100ネゴリラ、合計500万ネゴリラを見舞金として支払った（¶38）。

よって、ブルー社が債務を履行していれば、制裁金及び見舞金の支払いは発生しなかったといえるため、不履行と損害の間に因果関係が認められる。

4 ブルー社の不履行と損害の予見可能性の存在

(1) ブルー社の不履行により、レッド社が制裁金を支払い、損害を被ることは契約締結時に合理的に予見できた

別添7 システム開発契約が締結された時点で、一般データ保護法はアービトリア国で制定されていた（¶6）。そして、同法を所管する個人情報保護委員会は、違反者に制裁金を科することができる旨定める（同法第83条4項a号）。よって、ブルー社がサービス提供債務を怠ることによりR-CMSがハッキングを受け、同法32条に違反すれば、レッド社が制裁金を支払う、すなわちレッド社が損害を被ることをブルー社は合理的に予見できたといえる。

(2) ブルー社の不履行により、レッド社が見舞金を支払い、損害を被ることは契約締結時に合理的に予見できた

ネゴランド国における過去の個人情報の漏洩事件においても被害に遭った顧客に見舞金が支払われていたこと（¶38）やネゴランド国と同様にアービトリア国でも見舞金を支払うことがあったこと（¶38）から、サービス提供債務の不履行により、個人情報漏洩の結果、見舞金として損害が発生することをブルー社は予見できたといえる。

5 レッド社がR-CMSを一時停止しなかったことは損害賠償額に影響を与えない

不正アクセスがあるときにレッド社自身の判断によりシステムを一時停止しなかったからといって、レッド社が損害軽減のための合理的措置を講じなかった（UPICC第7.4.8条）とはいえない。

一般的に、システム開発に知見のない事業者自身が、システムが受けた不正アクセスの危険性やシステム停止の対応の必要性を判断することは困難である。そのため、事業者独

自で判断を行い対応することまでは求められておらず、システム開発に知見のある開発者に不正アクセスの事実を伝え、指示を仰ぐことこそがハッキングによるデータ漏洩を防ぐためのレッド社のとるべき合理的措置である。

本件において、レッド社はシステム開発に関する知見や経験がない運送事業者である（【9】）。そして、レッド社は1月20日及び1月22日に不正アクセスを受けた事実を、R-CMSを開発したブルー社に翌日には伝え、対応を依頼している（別添14）。以上より、レッド社は、求められる合理的措置を講じたといえる。よって、レッド社がR-CMSを一時停止しなかったことは、レッド社の主張に影響を与えない。

【仲裁手続】

1 仲裁廷は、特定の条件を満たすとき、当事者の同意なくオンラインでの証人尋問を行うとの決定をする権限を有する

(1) 仲裁廷は、当事者の同意なくオンライン証人尋問を行う決定権限を有する

ブルー社とレッド社の両当事者は、UNCITRAL Arbitration rules（以下「UNCITRAL」という。）に基づいて、仲裁手続を行うことに合意している。

UNCITRAL 第28条2項は、「鑑定証人を含む証人は、仲裁廷により定められた条件の下で審問され、また、定められた方法で審尋されうる」と定める。したがって、仲裁廷は、審問の実施条件及び実施方法について決定権限を有する。また、UNCITRALは、審問の実施方法を決定するにつき当事者の同意を要件として定めていない。よって、仲裁廷は、当事者の同意なくオンライン証人尋問を行う決定権限を有する。

(2) 決定権限の行使にあたり、仲裁廷はUNCITRAL 第17条1項の定める条件を満たさなければならない

UNCITRAL 第17条1項前段は、本規則の制約下で、仲裁廷は、当事者が平等に扱われており、各当事者に事件について意見を述べる相当な機会を保障することを条件として、適切と考える方法で仲裁を実施する権限を有する旨定める。また、後段は、仲裁廷は裁量権を行使するにあたり、不必要な遅滞と費用を回避し、当事者の紛争を解決するための公正で効率的な進行をなすように手続を実施しなければならない旨定める。

以上より、仲裁廷は5つの条件（①UNCITRALの具体的な規定に従うこと、②当事者が平等に扱われること、③各当事者に事件について意見を述べる相当な機会を保障すること、④不必要な遅滞と費用を回避すること、⑤当事者の紛争を解決するための公正で効率的な進行を提供すること）を満たすときに限り、適切と考える方法で仲裁を実施する決定権限を行使することができる。

2 Zoomを用いる証人尋問において満たすべき具体的な条件について

上記1(2)の5つの条件の下、Zoomを用いる証人尋問において満たされる必要のある

具体的条件は以下の通りと考えられる⁴。

(1) 当事者が平等かつ円滑に証人尋問へアクセスができること（条件②及び③）

Zoomを用いる証人尋問は遠隔通信を用いるため、音声および映像への円滑な接続や適切な視認性の問題が生じうる。これらの事情は当事者の平等原則（条件②）及び事件について意見を述べる相当な機会の保障（条件③）に反するおそれがある。よって、仲裁廷は、遠隔通信に伴う問題を解消し、当事者が平等かつ円滑に証人尋問へアクセスできる状況を提供しなければならない。具体的には、適切な通信回線の準備⁵、技術的知識を有したスタッフの手配⁶、事前のテストの実施⁷などが考えられる。

(2) 第三者による証人への不当な影響の排除（条件⑤）

Zoomを用いる証人尋問は、法廷以外の場所で行われることから、第三者による証人への不当な影響が生じる可能性がある。このとき、手続きの公正性（条件⑤）に反するおそれがあるため、仲裁廷は、証人へ不当な影響が生じない環境を確保することにより、手続きの公正性を確保する必要がある。具体的には、全参加者の本人確認を行うこと⁸や仲裁廷秘書官などの中立的な第三者を証人尋問の立会人として、証人が置かれている部屋の内部や証人の見る画面をカメラ等で確認できるようにすること⁹などが考えられる。

以上

⁴ なお、本件において、新型コロナウイルスの感染拡大（¶44）により、対面での証人尋問の実施を行う場合は隔離期間も考慮する必要がある等、対面での証人尋問は遅滞が生じうる。また、オンラインでの証人尋問であれば、移動費等もかからないため、証人尋問をオンラインで行うこと自体が条件④を満たすといえる。

⁵ *Seoul Protocol on Video Conferencing in International Arbitration* Article 5.1, “The video conference shall be of sufficient quality so as to allow for clear video and audio transmission of the Witness…”

⁶ Article 2.1(b), “To the extent possible, and as may be agreed to by the Parties or ordered by the Tribunal, the video conference shall occur at a Venue which meets the following minimum standards: The Venue shall have at least one on-call individual with adequate technical knowledge to assist in planning, testing and conducting the video conference.”（書籍名等は脚注5を参照）

⁷ Article 6.1, “As a general principle, testing of all video conferencing equipment shall be conducted at least twice: once in advance of the commencement of the hearing, and once immediately prior to the video conference itself.”（書籍名等は脚注5を参照）

⁸ *ICC Guidance Note on Possible Measures Aimed at Mitigating the Effects of the COVID-19 Pandemic*, p.6 ¶28, “To ensure that parties are treated with equality and each party is given a full opportunity to present its case during a virtual hearing, the tribunal should consider: Procedures for verifying the presence of and identifying all participants, including any technical administrator”

⁹ Article 1.2, “The video conferencing system at the Venue shall allow a reasonable part of the interior of the room in which the Witness is located to be shown on screen, while retaining sufficient proximity to clearly depict the Witness.”（書籍名等は脚注5を参照）